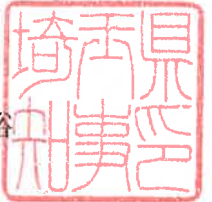


令和2年10月16日

埼玉県保険医協会
理事長 大場 敏明 様

埼玉県知事 大野 元裕



**「次のインフルエンザの流行に備えた体制の整備と体制確保支援補助金等に関する
要望とお尋ね」について**

日頃、本県の保健医療行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
10月2日付けで御質問及び御要望いただきました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1 お尋ね

(1) 新医療体制の機関の制定と補助金申請の観点から

国の要綱では補助金の申請期限は第1回目は10月12日、第2回目は10月30日になっています。

①新医療体制に設けられる「診療・検査機関」の指定はどのような方途でいつから行われる予定ですか。

10月15日から、県ホームページにてオンラインで申請受付を開始する予定です。申請後、原則として3営業日以内に指定を行い、メールでお知らせしますので、メールの案内に従って指定通知書をダウンロードしてください。

②指定は集合契約方式のみでなく、個別契約方式も可能ですか。

個別契約方式も可能です。手続きについては、県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/junkanki/korona.html> をご覧ください。当該ページに契約書ひな形を掲載していますので、ご利用ください。

医師会に加入されている方については、県では契約手続きのご負担軽減のため、集合契約方式をお勧めしています。

③かかりつけ患者のみに対応する医療機関としての指定申請にも対応しますか。

対応します。かかりつけ患者のみに対応する形での申請ができるよう、申請フォームを準備中です。

④埼玉県庁下で従来「帰国者・接触者外来と同等の医療機関」として個別契約をしていた医療機関には貴職から直接案内がされていく予定がありますか。

いわゆる「同等の機能を有する医療機関」に限らず、県内すべての医療機関を対象に、本件体制整備についての説明会を開催させていただきます。

また、説明会でご説明する内容については県ホームページで動画配信し、いつでも視聴できるようにしております。

⑤政令市等で個別契約をしてきている医療機関にはどのように（県からか、政令市等からか）案内がなされていく予定ですか。

政令市等に所在する医療機関に対しても、上記説明会のご案内をしております。

（2）県民の相談窓口確保の観点から

新医療体制下において、県民が発熱等で相談をしていく窓口はどのようになりますか。国の通達では、新医療体制においては相談窓口は基本的に医療機関が担うことを求めつつ、「受診・相談」センターの設置も求めています。

新たな検査体制では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方に対応できる、身近な医療機関を診療・検査医療機関に指定し、公表することとなります。

そのため、発熱患者（県民）が直接近隣の医療機関等に連絡し、診療・検査を受けることができるようになります。

そのうえで、住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、国の通知に沿い「受診・相談センター」を設置し、県民からの相談に対応してまいります。

（3）現体制の継続性の観点から

①これまでに「帰国者・接触者外来と同様の機能を持つ医療機関」「帰国者・接触者外来」として県と契約をしてきた医療機関は、新医療体制が整備されている期間中でも同様の対応を続けてよろしいですか。

指定を受けず、契約を継続したままこれまでと同様のご対応をいただくことも可能です。

県としては、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、可能な限り多くの医療機関に御協力いただき、医療機関の指定・公表を進めてまいりたいと考えております。

②10月以降も新たに「同様の機能を持つ医療機関」として委託契約を締結できますか。国の通達では、新医療体制の期間中の現行体制についての詳記がありません。

新たな体制を整備していく中でも、指定を受けず、これまでと同様に非公表で「同等の機能を持つ医療機関」として新たに委託契約を締結することは可能です。

すでに委託契約を締結している医療機関については、指定を受けずにこれまでと同様に非公表のまま契約を継続することも可能です。

2 新医療体制の指定に関する要望

(1) 国の通達どおりに医療機関名の非公表でも指定を

国の通達や要綱では新医療体制における「診療・検査機関」の指定にあたっては公表に応ずることは前提とされておらず、発熱外来診療体制確保支援補助金については「非公表を希望」する医療機関向け用の申請も認めています。

新医療体制における「診療・検査医療機関」の「指定」にあたり医療機関名の公表を要件としないでください。国の要綱に従い「非公表を希望」する指定申請については、非公表として指定してください。

診療・検査医療機関の指定要件は、都道府県に地域の実情に応じた裁量が認められております。

埼玉県では、県医師会とも協議の上、発熱した県民が迷わず、身近な診療所等で、迅速に診療・検査を受けられるよう、指定に当たっては公表を前提として考えております。

指定・公表される医療機関が多くなればなるほど、特定の医療機関への患者の集中を防ぐことにつながり、今冬の季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えることができるものと考えております。

(2) 県民からの相談機関の確保を

通院先が定まっていない患者、検査体制が整っていない医療機関に通院している患者のために各地域や県全域を網羅する相談機関を確保のうえ、相談機関から公表されている指定医療機関に紹介する方式としてください。

新たな検査体制では、発熱患者（県民）が直接近隣の医療機関等に連絡し、診療・検査を受けることができるようになります。

そのうえで、住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、国の通知に沿い「受診・相談センター」を設置し、県民からの相談にしっかりと対応できるようにしてまいります。

(3) 現体制の維持について

これまでに県民に定着してきた現体制の方式や、「帰国者・接触者相談センター」の役割は大変に大きいものです。インフルエンザ流行に備える新体制においても、「帰国者・接触者相談センター」の機能は維持・開設し続けてください。

新たな検査体制では、発熱患者（県民）が直接近隣の医療機関等に連絡し、診療・検査を受けることができるようになります。

その上で、住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、「帰国者・接触者相談センター」は「受診・相談センター」として体制を維持・確保します。これにより、県民からの相談にしっかりと対応できるようにしてまいります。

(4) 医療機関に対する新医療体制に関する案内について

医師会に未加入の医療機関も含め、県内の全ての医療機関に対して新医療体制全体、現

体制との関係などに関する周知を貴職のホームページ掲載の方法にとどめずに丁寧に行ってください。併せて「診療・検査機関」に関し非公開方式の選択が可能であることなどについて丁寧に周知を行い、指定を希望する医療機関に対しては遅滞なく対応してください。

県内すべての医療機関を対象に、本件体制整備についての説明会を開催させていただきます。また、説明会でご説明する内容については、県ホームページで動画配信し、いつでも視聴できるようにしております。

(5) 県民への周知方法

普段から受診している医療機関がある患者と、普段は医療機関に受診していない患者への対応について、わかりやすい相談・受診のフロー図を、県民に周知してください。

かかりつけ医の有無に関わらず、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、県の広報紙などで相談・受診のフロー図を分かりやすく周知してまいります。

3 現体制に関して

(1) 検査に未対応の医療機関に向けて

新医療体制下、現体制下、いずれにおいても PCR 検査等を直接担当しない医療機関に対して、該当する患者を適切に紹介できるよう、「相談センター」や「発熱外来 PCR センター」の設置状況や利用方法については、貴職のホームページ掲載の方法にとどめずに丁寧に周知してください。

受診・相談センターについては、県ホームページでの周知のほか、他の媒体での周知についても検討してまいります。検査に対応できる診療・検査医療機関については、検査を行わない医療機関への適切な周知方法について検討してまいります。